

# 定 款



セイノーホールディングス株式会社

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、セイノーホールディングス株式会社と称し、英文では SEINO HOLDINGS CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 貨物利用運送事業
- (3) 倉庫業
- (4) 物流システム構築、情報管理、在庫管理、受発注管理、流通加工、物流センター運営、工場内物流作業、輸配送など物流業務の包括的受託
- (5) 海上運送事業
- (6) 国際複合一貫輸送事業並びにその代理業
- (7) 陸送業
- (8) 港湾運送事業
- (9) 通関業
- (10) 保税貨物および保税手荷物の一時保管業務の受託
- (11) 航空運送・海上運送の代理店業
- (12) 荷造包装事業
- (13) 旅行業
- (14) 旅客携帯品・別送品の取扱および保管業
- (15) 損害保険代理業
- (16) 生命保険の募集に関する業務
- (17) 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定および管理
- (18) 醸造原料の製造、加工および集荷
- (19) 次の物品の製造、解体、販売、修理、斡旋、レンタル並びにリース、輸出入
  - イ. 食品、飼料、肥料、穀物類、鋼材、農畜産物、水産物、紙、パルプ、飲料品、清涼飲料、衣料品、鞆、各種織物、寝装具、化粧品、医薬品、医薬部外品、医療用消耗品、

医療用具、医療用機器、健康用具、眼鏡、避難用具、消火器、化学工場用薬品、動物用薬品、植物用薬品、毒物、劇薬、塩、煙草、酒類、収入印紙および切手

ロ. スポーツ用品、レジャー用品、趣味用品、娯楽用品、旅行用品、楽器、文房具、書籍、雑誌、子供用品、玩具、ギフト用品、園芸用品、教育機器および教材、紙および紙製品、ゴム製品、ガラス製品、仏具、陶磁器、美術工芸品、工芸品、生花、観葉植物、ペット類、ペット用品

ハ. 瓦斯製品、電気器具、ミシン、通信機器、計量機器、機械工具、自動車整備機械、荷役機械、中古荷役機械、中古電気機械器具、中古産業機械、福祉機器、介護用品、印刷用機器、室内外装飾品、インテリア用品、装飾雑貨、家庭用雑貨品、家具、調理機器、自動車、自転車類、軽車両、各種車両、荷役運搬車両、運搬用具およびその部品、中古自動車、中古車の解体品、自動車部品、自動車用品、自動車付属品、タイヤ、土木・建築用資材、梱包材料

ニ. 宝石、貴金属、時計、皮革製品、写真機器

ホ. 石油、ガス、鉱油、自動車用燃料およびその他燃料類

ヘ. オフィスコンピューター、コピーマシン、ファクシミリ、ワープロ、レジスター等事務用機器

(20) コンピューターおよびその関連機器による情報処理、ソフトウェアの開発および販売、付加価値データ通信サービスの提供

(21) 情報機器の調達、製造、検査、納入、設置、回収、保管サービスの提供

(22) 警備業

(23) 住宅、建材の販売、電気工事、管工事、内装工事、および住宅設備機器の販売並びにその取付工事の請負

(24) 建築工事の設計、施工、請負および監理

(25) 造園および土地の造成売買、賃貸、所有

(26) 各種企業、団体に対する経営合理化に関する業務研修、および情報提供業

- (27) スポーツ施設、文化施設および宿泊施設の経営、保有、利用  
および賃貸借業
- (28) 旅館業
- (29) 飲食店の経営
- (30) リネンサプライ業
- (31) レクリエーション、スポーツクラブ、カルチャーセンターお  
よび語学教育施設の経営および経営指導の請負
- (32) 特別管理産業廃棄物、産業廃棄物並びに一般廃棄物の処理、  
収集、運搬、および業務に関するコンサルタント業
- (33) 物流に関する経営コンサルタント
- (34) 市場調査またはその整理・分析業務要員の派遣
- (35) 他の事業に対する投資
- (36) 上記各号の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む  
外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の  
支配・管理
- (37) 防災、消防施設工事
- (38) 商品案内パンフレットの陳列、製版、印刷、製本、および  
新聞社、放送局の広報活動代理店業務
- (39) クレジットカード・プリペイドカードの発行
- (40) 写真の現像・焼付け・引き伸ばし
- (41) 労働者派遣および訪問介護の居宅サービス事業
- (42) 集金代行業務
- (43) 各種の代理業
- (44) 自家用自動車の貸渡および管理
- (45) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (46) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (47) 自動車運転代理業
- (48) 有料駐車場並びにガソリンスタンドの経営
- (49) 催物の入場券、ゴルフ会員権などの販売および仲介
- (50) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を岐阜県大垣市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、794,524,668株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

(基 準 日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議事項等)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第17条の 2 当社は、株主総会の決議により、当会社株式の大量取得行為に関する対応策を導入することができる。

2. 当社は、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

3. 当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。

- (1) 当会社株式の大量取得行為に関する対応策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと

- (2) 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること

4. 前三項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携等の事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。また、導入とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行または割当て決議を行うなど、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決議する。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 会社を代表する取締役は取締役会の決議により、これを選定する。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。



ただし、緊急の必要がある場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 29 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決議する。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議のほか取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  
2. 未払いの配当金には、利息をつけない。

## 附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。  
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。  
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。